

令和5年度委託事業「学校教育における外部人材活用事業」第二次公募 質問回答集

No.	質問	回答
1	定年がありますか。	免許状自体に定年という制度はありません。任命又は雇用先で任命要件、雇用条件として定年を定めている場合があり、公立学校であれば地方公務員の定年が適用されます。なお、定年後の再任用で70歳まで勤められているケースや、特別非常勤講師では定年がありませんので、70歳以上のケースもあります。
2	事業1と事業2をセットで提案する場合、それぞれ企画提案は別に提出する必要がありますか。	事業1と2は別々に提出いただくことになっており、別々に作成いただく必要があります。詳しくは公募要領を御確認ください。
3	アーティストの基準は幅広に取っても構わないでしょうか。音楽家はクラシックに限らずポップスでも大丈夫でしょうか。あるいは、映像ディレクターが映像制作を教えるものでも構いませんか。	免許状の基準等で特定の分野を限定するものではありません。特別免許状は都道府県が定める授与基準に当てはまっていれば授与されます。クラシックやポップスなどジャンルが固定されているものではなく、映像ディレクターが映像制作を教えるなどの授業内容については、勤務先の学校側との調整になります。
4	公募要領P.8の研究視点10項目を全て含むことが必須と指定されていますが、実質契約後4か月程度の期間の中でどこまで盛り込めるかについて、多少濃淡がついてもよいでしょうか。	研究視点を含めることまでを定義しており、研究内容の中に全て盛り込んだ上にそれぞれに研究成果を出すことを求めているものではありません。研究視点を踏まえた研究計画であることがわかる計画となっていれば問題はなく、その濃淡はあり得べしと考えております。
5	コンソーシアムとして教育委員会や大学教育学部と連携することが望ましいとありますが、提出期限までにどこまで連携の確認が取れていればよいでしょうか。例えば、打診中という段階でも問題ないでしょうか。	組織決定や文書を交わすまでいかなるまでも、できるだけ応募までに了解又は内諾をとっていただければと思います。義務ではありませんが、過去に連携予定で計画書を提出した後、契約してから連携が成り立たず、成果に結びつかなかった例もあるため、応募前に内諾まで取っておくと安全であると考えます。